

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の策定趣旨

(1) 策定の背景

◆ 鳥取市のこれまでの取組と環境の変化

環境部門の最上位計画として平成24(2012)年度に策定した「第2期鳥取市環境基本計画」では、本市の総合計画を踏まえながら、本市が目指す環境像「みんなでつくろう 快適でみどりあふれる とっとりライフ」の実現に向けて市民・事業者・市が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組を推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況の急速な変化に伴って、地球温暖化に起因する気候変動や生活・自然環境悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた持続可能な環境保全の対策が地域に強く求められてきています。

◆ 地球規模での温暖化対策

地球温暖化に関する国際的な流れとして、気候変動に関する評価を行う国際的な専門組織であるIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書(平成25(2013)年9月～平成26(2014)年11月)によると、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、1880年～2012年の約130年間で0.85℃上昇したと考えられ、削減対策を行わなかった場合、今世紀末までの世界平均気温の上昇は最高4.8℃に、海面水位の上昇は最高0.82mにまで及ぶ可能性が高いと予測されています。

このような状況を受けて、平成27(2015)年9月には「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28(2016)年11月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効されました。我が国も、第203回臨時国会(令和2(2020)年10月開催)で、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力」するとし、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言するなど、地球温暖化対策に強力に取り組んでいくこととしています。基礎自治体である本市においても温室効果ガスの排出量削減や良好な環境の維持改善を推進することが求められています。

◆ 鳥取市の環境に係る課題

本市の状況に視点を移すと、市民一人あたりのごみの排出量の減少や、多くの市民参加による環境保全活動実施等の好ましい傾向が見られる一方で、温室効果ガス排出量がやや増加傾向にあることや、不法投棄の増加、公害に対する苦情等が寄せられているなど、持続可能な環境保全に向けて解決すべき課題も多く見られます。（詳細は「資料編（1）鳥取市の環境」を参照）

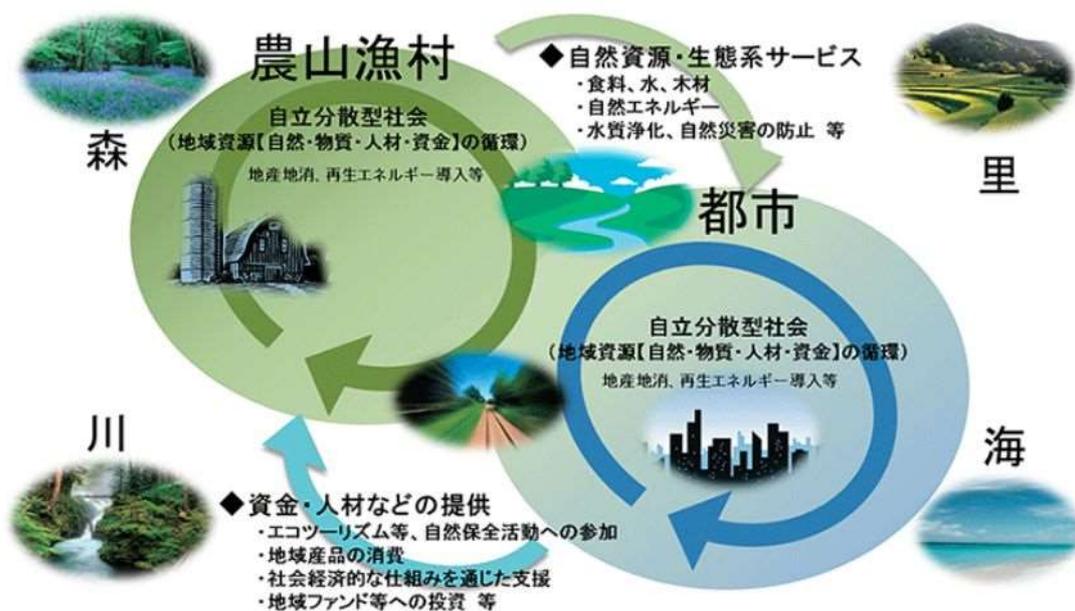
◆ 地域循環共生圏の構築の必要性

平成 30（2018）年 4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿のひとつとして、「地域循環共生圏」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」とは、各地域が有する自然資源、生態系サービス、資金・人材等を活かして自立・分散型の社会を形成しながらも、地域の特性に応じて地域資源を補完し支え合う考え方のことです。環境への取組にとどまらず、多様な課題の同時解決に繋がることが想定されるものであり、環境・社会・経済の統合的向上や「SDGs」の達成に貢献することが期待されます。

本市においても、「地域循環共生圏」の視点に基づき、豊かな自然や水辺、農村環境、再生可能エネルギー導入の可能性等の資源を活かしつつ、経済、地域社会等の諸課題の同時解決と新たな成長を目指す必要があります。

■ 地域循環共生圏の概念図



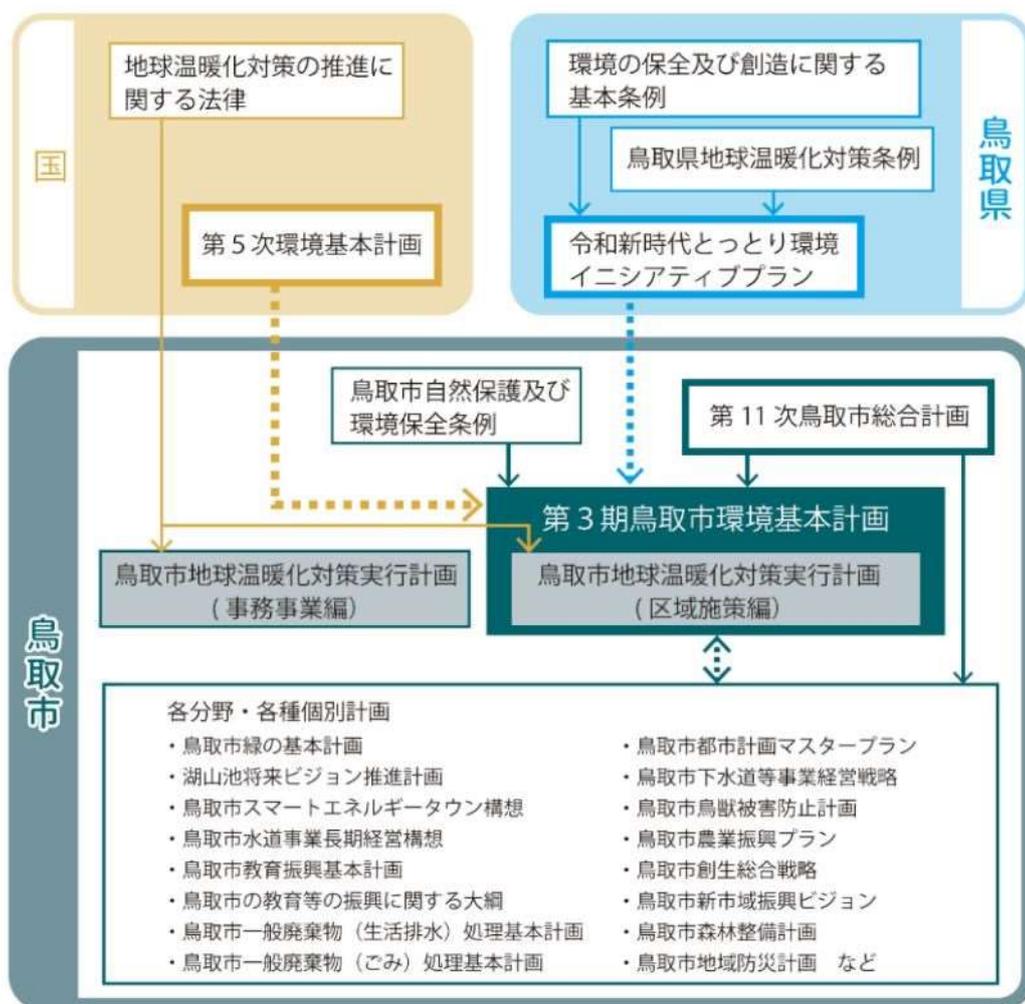
2. 計画の役割

本計画は、市勢振興の基本的方向を示す上位計画である「鳥取市総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する分野別計画です。本計画の推進により、本市の自然環境、生活環境、都市環境を守り育て、地球環境への負荷を最小限に抑えることを目的とします。

本計画では、地球温暖化対策に対し積極的かつ効率的に取り組むため、「鳥取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包します。

また、「鳥取市緑の基本計画」や「鳥取市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等の関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。

本計画に基づく取組は、基礎自治体に期待される役割を果たすものであるとともに、地球全体の環境保全に寄与するものとなっています。



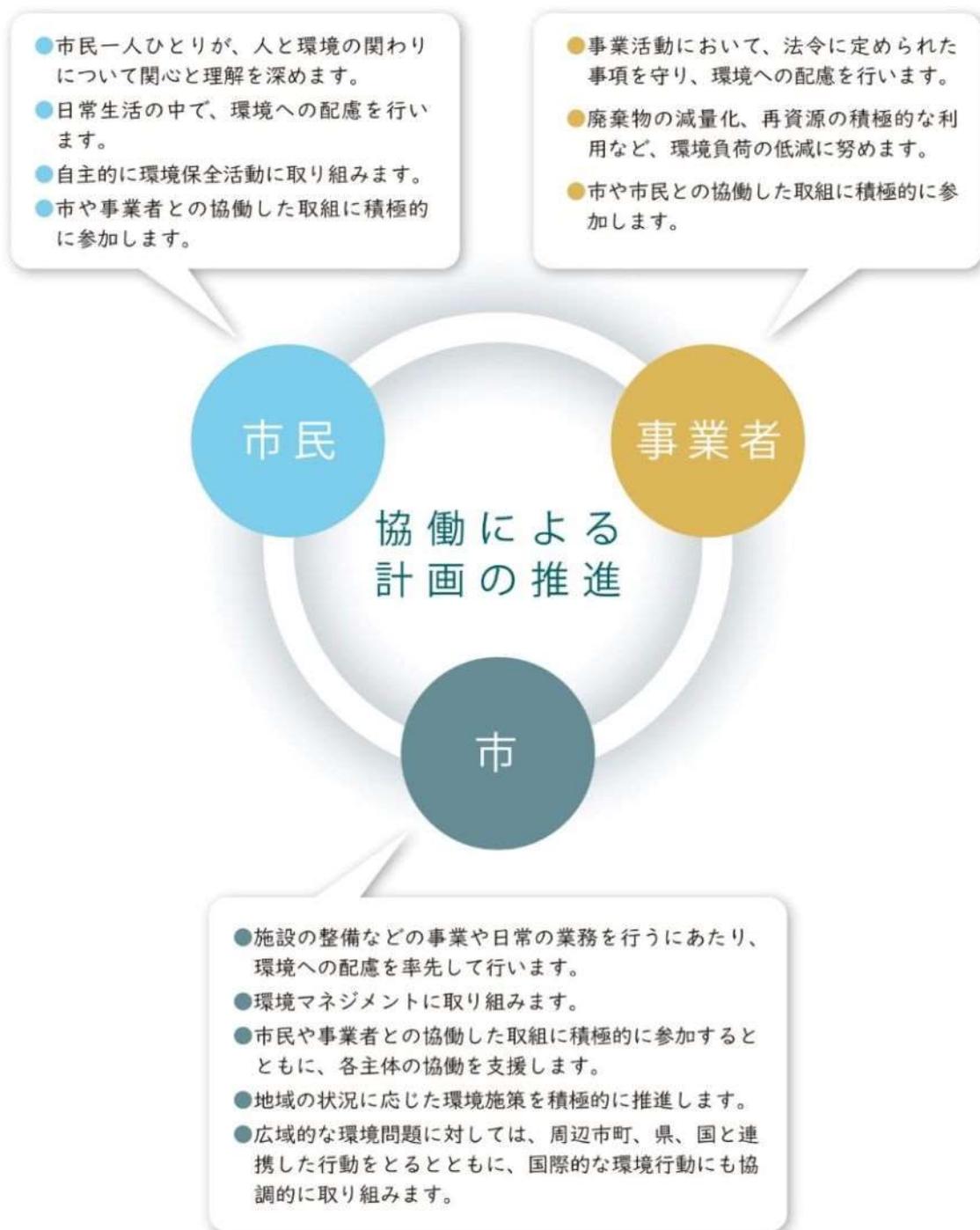
※ 環境基本計画... 環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であって、環境基本法第15条により政府へ策定が義務付けられているもの。同法第7条により、地方公共団体は、環境保全に関し国の施策に準じた施策及び各地方公共団体の自然的社会的条件に応じた施策を策定・実施する責務を有し、その多くが独自の環境基本計画を策定している。

3. 計画の主体

本計画を推進する主体は、「市民」、「事業者」、「市」です。

これらの各主体は、それぞれの役割を認識し、一体となって、より良い環境を作っていくことが求められます。

■ 計画の主体



4. 対象とする範囲

本計画の対象地域は、本市全域とします。なお、本市は平成30（2018）年4月に中核市へ移行したことから、対象地域を越えた対応が必要な場合は、国・県・近隣自治体との連携を図りながら、取組の対象範囲を鳥取県東部圏域に拡大します。

また、私たちが接する環境は、地球温暖化をはじめとする地球環境問題、自然・生態系の保全、廃棄物問題、大気質や水質、騒音・振動等の公害問題から景観や歴史的文化的資産の保全等幅広く、それぞれが複雑に関連していることから、本計画における対象の範囲は、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」及び「都市環境」とそれらに対する活動である「参加と協働」のあわせて5つとします。

■ 対象範囲

区分	対象
地球環境	地球温暖化問題を中心とした地球規模の環境
自然環境	身のまわりの動植物やそれらの生存基盤環境
生活環境	廃棄物の処理や公害問題等の日常生活に影響する環境
都市環境	景観、公園・緑地や文化財等、人の活動により整備された環境
参加と協働	上記4つの環境に関する環境教育や環境情報等を通じた取組

5. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とします。また、本市の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。